

小松加賀環境衛生事務組合職員の再任用に関する条例

平成 21 年 12 月 10 日
条 例 第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 28 条の 4 第 1 項、同条第 2 項及び第 3 項（法第 28 条の 5 第 2 項及び第 28 条の 6 第 3 項において準用する場合を含む。）並びに地方公務員法等の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 107 号）附則第 5 条及び第 6 条の規定に基づき、職員の再任用（法第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用することをいう。以下同じ。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(小松市条例の準用)

第 2 条 前条の規定に基づく職員の再任用については、小松市職員の再任用に関する条例（平成 21 年小松市条例第 31 号）を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。